

別表第1 添付資料一覧表（第5及び第9関係）

適用条項	項目	保安基準第55条 第1項に規定する 大臣が定める告示	1	2	3	4	5	6	7	8	
			基準緩和認定申請書別紙	主要諸元比較表	車両外観図	計算書及び緩和部分詳細図	連結自動車の連結検討書	輸送依頼書又は輸送契約書	輸送実績（第9条第3項第1号関係）	その他局長が必要と認めた書面	
		保安基準等の条項						*	*		
告示第1条第1号	長さ、幅及び高さ	認定要領第3第11号の自動車を除く	保 2	○	○	○	○	○	△	—	○
		認定要領第3第11号の自動車に限る	保 2	○	○	○	○	—	—	—	○
	車両総重量	新規緩和(認定要領第3第2号、第3号、第7号及び第20号の自動車を除く)	保 4	○	○	○	○	○	△	—	○
		継続緩和(認定要領第3第2号、第3号及び第7号の自動車を除く)	保 4	○	□	□	□	□	□	○	○
		新規緩和(認定要領第3第6号(認定要領第3第2号及び第3号の自動車をけん引することができる構造を有する場合を除く)の自動車に限る)	保 4	○	○	○	○	○	—	—	○
		新規緩和(認定要領第3第7号の自動車に限る)	保 4	○	○	○	▽	▽	—	—	○
		新規緩和(認定要領第3第2号、第3号及び第6号(認定要領第3第2号及び第3号の自動車をけん引することができる構造を有する場合に限る)の自動車に限る)	保 4	○	○	○	○	○	—	—	○
		新規緩和(認定要領第3第20号の自動車に限る)	保 4	○	○	○	○	○	△	—	○
	軸重等	新規緩和(認定要領第3第2号、第3号、第7号及び第20号の自動車を除く)	保 402	○	○	○	○	○	△	—	○
		継続緩和(認定要領第3第2号、第3号及び第7号の自動車を除く)	保 402	○	□	□	□	□	□	○	○
		新規緩和(認定要領第3第6号(認定要領第3第2号及び第3号の自動車をけん引することができる構造を有する場合を除く)の自動車に限る)	保 402	○	○	○	○	○	—	—	○
		新規緩和(認定要領第3第7号の自動車に限る)	保 402	○	○	○	▽	▽	—	—	○

	新規緩和(認定要領第3第2号、第3号及び第6号(認定要領第3第2号及び第3号の自動車をけん引することができる構造を有する場合に限る)の自動車に限る)	保 402	○	○	○	○	○	○	△	○
	新規緩和(認定要領第3第20号の自動車に限る)	保 402	○	○	○	○	○	○	△	○
	新規緩和(認定要領第3第11号の自動車に限る)	保 402	○	○	○	○	○	○	△	○
最小回転半径		保☆ 6- 2	○	○	○	○	○	○	△	○
原動機及び動力伝達装置		保 8- 3	○	○	○	○	○	○	△	○
速度抑制装置		保 8- 4	○	○	○	○	○	○	△	○
かじ取装置		保 11- 2	○	○	○	○	○	○	△	○
緩衝装置		保 14	○	○	○	○	○	○	△	○
車枠及び車体		保 18- 2	○	○	○	○	○	○	△	○
		保 18- 3	○	○	○	○	○	○	△	○
		保 18- 4	○	○	○	○	○	○	△	○
巻込防止装置等		保 1802	○	○	○	○	○	△	○	
乗車装置		保 20- 4	○	○	○	○	○	○	△	○
		保 20- 5	○	○	○	○	○	○	△	○
座席		保 22- 3	○	○	○	○	○	○	△	○
		保 22- 4	○	○	○	○	○	○	△	○
座席ベルト等		保 2203	○	○	○	○	○	△	○	
頭部後傾抑止装置等		保 2204	○	○	○	○	○	△	○	
年少者用補助乗車装置等		保 2205	○	○	○	○	○	△	○	
乗降口		保 25- 1	○	○	○	○	○	○	△	○
		保 25- 4	○	○	○	○	○	○	△	○
非常口		保 26	○	○	○	○	○	△	○	
窓ガラス		保 29- 2	○	○	○	○	○	○	△	○
		保 29- 4	○	○	○	○	○	○	△	○
前照灯		保 32-11	○	○	○	○	○	△	○	
尾灯		保 37- 1	○	○	○	○	○	△	○	
駐車灯		保 3703- 2	○	○	○	○	○	○	△	○
		保 3703- 3	○	○	○	○	○	○	△	○
大型後部反射器		保 3802	○	○	○	○	○	△	○	
後退灯		保 40- 1	○	○	○	○	○	△	○	

	非常点滅表示灯	保 4103- 1	○	○	○	○	-	-	-	○	
	非常信号用具	保 4302	○	○	○	○	-	-	-	○	
	車線逸脱警報装置	保 43- 6	○	○	○	○	-	-	-	○	
	後写鏡等	保 44- 5	○	○	○	○	-	-	-	○	
	窓ふき器等	保 45- 2	○	○	○	○	-	-	-	○	
		保 45- 3	○	○	○	○	-	-	-	○	
	運行記録計	保 4802	○	○	○	○	-	-	-	○	
	速度表示装置	保 4803	○	○	○	○	-	-	-	○	
告第1条第2号	安定性	第1節型式指定の新車	細 8- -1	○	○	○	○	-	-	-	○
		第2節指定等以外の新車	細 86- -1								
		第3節使用過程車	細 164- -1								
	安定性	第1節型式指定の新車	細 8- -2	○	○	○	○	○	-	-	○
		第2節指定等以外の新車	細 86- -2								
		第3節使用過程車	細 164- -2								
	安定性	第1節型式指定の新車	細 8- -4	○	○	○	○	-	-	-	○
		第2節指定等以外の新車	細 86- -4								
		第3節使用過程車	細 164- -4								
	安定性	第1節型式指定の新車	細 8- -5	○	○	○	○	○	-	-	○
		第2節指定等以外の新車	細 86- -5								
		第3節使用過程車	細 164- -5								
	接地部及び接地圧	第1節型式指定の新車	細 9 (第1号を除く。)	○	○	○	○	○	△	-	○
		第2節指定等以外の新車	細 87 (第1号を除く。)								
		第3節使用過程車	細 165 (第1号を除く。)								
	走行装置等	第1節型式指定の新車	細 11- 3- 1	○	○	○	○	-	-	-	○
		第2節指定等以外の新車	細 89- 4- 2(滑り止めの溝に関する部分に限る)								
		第3節使用過程車	細 167- 4- 2(滑り止めの溝に関する部分に限る)								
	制動装置	第1節型式指定の新車	細 15-2	○	○	○	○	-	-	-	○
		第2節指定等以外の新車	細 93-2								
		第3節使用過程車	細 171-2								
第3節使用過程車		細 171- 2- 8	○	○	○	○	-	-	-	○	

第2節指定等以外の新車	細 93- 2-2	○	○	○	○	-	-	-	○
第3節使用過程車	細 171- 2-10								
第2節指定等以外の新車	細 93- 2-2	○	○	○	○	-	-	-	○
第3節使用過程車	細 171- 2-11								
第1節型式指定の新車	細 15-3	○	○	○	○	-	-	-	○
第2節指定等以外の新車	細 93- 3 (各号列記以外の部分)								
第3節使用過程車	細 171- 3- 1 (同条 第2項第3号から第5 号まで及び第8号の基 準に係る部分に限る。)								
第3節使用過程車	細 171- 3- 6	○	○	○	○	-	-	-	○
第1節型式指定の新車	細 15- 4	○	○	○	○	-	-	-	○
第2節指定等以外の新車	細 93- 4								
第3節使用過程車	細 171- 4- 1 (同条 第2項第4号及び第1 0号の基準に係る部分 に限る。)								
第3節使用過程車	細 171- 4- 2	○	○	○	○	-	-	-	○
	細 171- 4- 4								
	細 171- 4- 5								
第1節型式指定の新車	細 15- 5 -5	○	○	○	○	-	-	-	○
第2節指定等以外の新車	細 93- 5- 5								
第3節使用過程車	細 171- 5- 5								
第1節型式指定の新車	細 15- 5- 9	○	○	○	○	-	-	-	○
第2節指定等以外の新車	細 93- 5- 9	○	○	○	○	-	-	-	○
第3節使用過程車	細 171- 5- 9								
第1節型式指定の新車	細 15- 5-11	○	○	○	○	-	-	-	○
第2節指定等以外の新車	細 93- 5-11								
第3節使用過程車	細 171- 5-11								
第2節指定等以外の新車	細 93- 6- 2	○	○	○	○	○	-	-	○
第3節使用過程車	細 171- 6- 2								
第1節型式指定の新車	細 15- 7	○	○	○	○	-	-	-	○
第2節指定等以外の新車	細 93- 8								
第3節使用過程車	細 171- 8								
第2節指定等以外の新車	細 94- 4	○	○	○	○	○	-	-	○

	第3節使用過程車	細 172- 4											
	第1節型式指定の新車	細☆16- 2	○	○	○	○	○	-	-	○			
	第2節指定等以外の新車	細☆94- 2											
	第3節使用過程車	細☆172- 5											
	第1節型式指定の新車	細☆16- 2	○	○	○	○	○	-	-	○			
	第2節指定等以外の新車	細☆94- 2											
	第3節使用過程車	細☆172- 2											
車枠及び車体	第1節型式指定の新車	細 22- 2- 1 (別添20「外装の技術基準」に係る部分に限る。)	○	○	○	○	-	-	-	○			
	第2節指定等以外の新車	細 100- 4- 2											
	第3節使用過程車	細 178- 4- 2											
窓ガラス	第1節型式指定の新車	細 39- 1	○	○	○	○	-	-	-	○			
	第2節指定等以外の新車	細 117- 1											
	第3節使用過程車	細 195- 3- 2											
排出ガス等 発散防止装置	第1節型式指定の新車	細 41- 6- 3	○	○	○	○	-	-	-	○			
	第2節指定等以外の新車	細 119- 6- 3											
	第3節使用過程車	細 197- 6- 3											
前部霧灯	第1節型式指定の新車	細 43- 2	○	○	○	○	-	-	-	○			
	第2節指定等以外の新車	細 121- 3- 5											
	第3節使用過程車	細 199- 3- 5											
車幅灯	第1節型式指定の新車	細 45- 1	○	○	○	○	-	-	-	○			
	第2節指定等以外の新車	細 123- 1- 3											
	第3節使用過程車	細 201- 1- 3											
前部上側端 灯	第1節型式指定の新車	細 46- 2	○	○	○	○	-	-	-	○			
	第2節指定等以外の新車	細 124- 1- 3											
	第3節使用過程車	細 202- 1- 3											
前部反射器	第1節型式指定の新車	細 47- 2	○	○	○	○	-	-	-	○			
	第2節指定等以外の新車	細 125- 3- 1											
	第3節使用過程車	細 203- 3- 1											
	第2節指定等以外の新車	細 125- 3- 3											
	第3節使用過程車	細 203- 3- 3											
側方灯及び 側方反射器	第1節型式指定の新車	細 48- 1	○	○	○	○	-	-	-	○			

	第3節使用過程車	細 171- 6- 1(同条第2項第1号、第3号及び第4号の基準に係る部分に限る。)																		
	第3節使用過程車	細 171- 6- 2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第3節使用過程車	細 171- 6- 5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第1節型式指定の新車	細 16-2~4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第2節指定等以外の新車	細 94- 2~4																		
	第3節使用過程車	細 172- 2~4																		
	第3節使用過程車	細 172- 6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置	第1節型式指定の新車	細 20- 1- 2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第2節指定等以外の新車	細 98- 1- 2																		
	第3節使用過程車	細 176- 1- 2																		
排出ガス等発散防止装置	第1節型式指定の新車	細 41- 6- 1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第2節指定等以外の新車	細 119- 6- 1																		
	第3節使用過程車	細 197- 6- 1																		
制動灯	第1節型式指定の新車	細 56- 2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第2節指定等以外の新車(第128条第3項第4号の基準に係る部分に限る。)	細 134- 3- 4																		
	第3節使用過程車(第206条第3項第4号の基準に係る部分に限る。)	細 212- 3- 4																		

- (注) 1. 第3第15号に基づく基準緩和申請については、同表によらず「飛行場の制限区域内で使用するため、点滅する灯火を備え付けなければならないことを飛行場の設置者等が証する書面」、「点滅する灯火の取付け位置、灯火の概ねの大きさ・形状が分かる程度の図面又は写真」、「点滅する灯火の光度等が分かる資料」及び「その他局長が必要と認めた書面」とする。
2. 第3第19号に基づく基準緩和申請については、同表によらず「国際埠頭施設の制限区域の周辺で用するため、点滅する灯火を備え付けなければならないことを湾事務所長等が証する書面（保安巡視を行う国際埠頭施設の制限区域の周囲の地図を含む。）」、「点滅する灯火の取付け位置、灯火の概ねの大きさ・形状が分かる程度の図面又は写真」、「点滅する灯火の光度等が分かる資料」及び「その他局長が必要と認めた書面」とする。
3. 第9第5項の規定により付された条件に従った新たな基準緩和申請については、同表「基準緩和認定申請書別紙」及び「その他運輸局長が必要と認めた書面」を除き、○を□に読み替えることができる。
- なお、車両構造に変更が無い場合は、「輸送依頼書又は輸送契約書」の△は□に、「輸送実績」のーは○に読み替えるものとする。

備考

- (1) ○は、提出を必要とする資料を示す。
- (2) △は、事業用自動車に限って提出を必要とする資料を示す。
- (3) □は、前回の申請時から変更があった場合に限り提出を必要とする資料を示す。
- (4) ▽は、別途定める標準改造要領によらない改造を行う場合に限り提出を必要とする資料を示す。
- (5) *は、一括緩和申請の場合には、省略することができる資料を示す。
- (6) ☆は、連結自動車に該当する場合を示す。
- (7) 「連結自動車の連結検討書」は、被けん引車の場合に限る。
- (8) 「車両外観図」は、物品を積載した状態の記載を含む。
- (9) 「その他地方運輸局長が必要と認めた書面」とは、強度検討書、委任状、基準緩和認定の取消処分を受けた

日から6か月後及び1年後のそれぞれ直近の1か月間の輸送実績等をいう。

- (10) 適用条項中の「告示」とは、「道路運送車両の保安基準第55条第1項、第56条第1項及び第57条第1項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示」（平成15年告示第1320号）をいう。
- (11) 保安基準第8条第4項の規定に関する添付資料中、計算書及び緩和部分詳細図は最高速度計算書又は自動車製作者等の発行する最高速度証明書とする。ただし、離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあってはこれを要しない。
- (12) 保安基準第55条第1項に規定する大臣が定める告示欄中の「保安基準等の条項」とは「道路運送車両の保安基準」（昭和26年7月28日運輸省令第67号）及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成14年7月15日国土交通省告示第619号）の条項をいう。
- (13) 「第1節型式指定の新車」とは、「第1節指定自動車等であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目」をいう。
- (14) 「第2節指定等以外の新車」とは、「第2節指定自動車等以外の自動車であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目」をいう。
- (15) 「第3節使用過程車」とは、「第3節 使用の過程にある自動車の保安基準の細目」をいう。
- (16) 「新規緩和」とは基準緩和の申請において「継続緩和」以外のものをいう。
- (17) 継続緩和の申請において、車両総重量・軸重以外に適用する緩和項目がある自動車の提出資料は、車両総重量欄の「継続緩和」に掲げるものとすることができる。